

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和5年10月11日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 2300206 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 2300025 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 14 年 12 月 1 日から平成 17 年 4 月 1 日まで

私は、A社に平成 17 年 3 月 31 日まで勤務していたが、厚生年金保険の記録では、同社における資格喪失年月日が平成 14 年 12 月 1 日となっており、請求期間に係る被保険者記録がない。

調査の上、A社における厚生年金保険被保険者の資格喪失年月日を平成 17 年 4 月 1 日に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された人事記録及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳 (写) 並びに複数の同僚の回答により、請求者は、請求期間当時において、準社員 (パート/アルバイト) として同社に継続して勤務していたことは認められる。

しかしながら、複数の同僚に照会を行い、回答のあった者から提出されたA社における準社員の社会保険加入に係る資料 (写) によると、当該加入要件は、1 か月 16 日以上勤務日数かつ 114 時間以上の勤務時間である旨記載されているところ、上記所得税源泉徴収簿兼賃金台帳 (写) によると、請求者は、請求期間において、当該加入要件を下回る勤務実態であったことが確認でき、同社の厚生年金保険の被保険者となる要件を満たす勤務形態ではなかったものと認められる。

また、A社は、請求期間について、請求者は正社員の所定労働時間及び所定労働日数の 4 分の 3 に満たない勤務となったため厚生年金保険被保険者の資格喪失の手続を行い、請求期間当時に支払った給与から厚生年金保険料を控除していなかった旨回答しており、上述の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳 (写) によると、請求期間に係る厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

さらに、雇用保険の加入記録によると、請求者のA社に係る離職日は平成 14 年 11 月 30 日

であり、オンライン記録により確認できる請求者の同社に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失年月日と符合していることが確認できる。

加えて、A社が加入しているB健康保険組合から提出された適用台帳（ハードコピー）によると、請求者の資格喪失年月日は平成14年12月1日であり、オンライン記録における厚生年金保険被保険者の資格喪失年月日と一致していることが確認できる上、オンライン記録から、平成14年12月1日から平成16年11月20日までは請求者の父親が加入していた政府管掌健康保険（当時）の被扶養者であったこと、C市の回答から、同年11月20日から平成18年2月17日までは国民健康保険の被保険者であったことがそれぞれ確認できる。

また、オンライン記録によると、請求者は請求期間において、国民年金に加入しており、当該期間に係る国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。